

宮城県告示第八百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 登米市
- 二 事業の種類 （仮称）新登米懐古館整備事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 登米市登米町登米字寺池桜小路地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 （仮称）新登米懐古館整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体（登米市）が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設であり、法第三条第三十一号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

- 2 第二号要件 本件事業の起業者である登米市は、地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

- 3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、起業者である登米市が平成二十年に策定した「みやぎの明治村とよま」まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）において、歴史資料等を広く展示紹介し、登米市の歴史研究や観光の拠点として充実させることで登米地区の魅力をさらに高めるための施策の一環として位置づけられた事業であり、平成二十七年に策定した第二次登米市総合計画においても、個別政策として取り上げている「文化財保護と文化・芸術活動の充実」及び「観光の振興」に寄与するものである。

現在の登米懐古館（以下「現施設」という。）は昭和三十六年に建設され、登米伊達家ゆかりの武具や刀剣のほか、貴重な書画、骨董品など、歴史資料として特に重要な資料が展示、収蔵されている。しかし、施設が狭あいで、多くの貴重な資料が展示されない

ままとされているほか、老朽化が激しく外気の影響を受けやすいことから収蔵品の適切な管理が困難となっている。また、敷地と総合駐車場との間には二十メートルの高低差があり、かつ、敷地内への通路は階段のみであるため、来館者の利便性が極めて低く、特に障害者や高齢者の入館が困難な状況となっていることから、周辺の歴史資料館と比べ入館者が減少傾向にある。さらに、自動車の乗り入れが出来ないため、展示品や収蔵品の運搬等にも支障が生じている。

このような状況にある中、本件事業の施行により、現施設が抱えている施設の狭あい化、老朽化が解消され、収蔵品の適切な管理が可能となる。また、常設・企画それぞれの展示室やホールを備えるなど、施設も充実されることから、子供たちの学習機会の場としての活用も図られる。さらには、移転により敷地内への自動車の乗り入れも可能となるため、収蔵品の他館への貸し出しや他館からの文化財の借り受けが安全に行えるようになり展示の幅が広がり、かつ、見学者の利便も向上することで入館者の増加が見込まれ、本件事業の目的を満たすことが可能である。また、事業用地内にある登米伊達家ゆかりの建築物である春蘭亭及び旧小関邸と一体整備を行い、登米市の新たな観光拠点として、また、地域社会への情報発信と教育活動の場として整備することにより、市民への恩恵も大きいものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

そのため、起業者において環境分野における既存資料の調査に加え、宮城県（環境生活部自然保護課）に対し、本件起業地及び周辺地における希少野生動植物情報提供に係る申請を行ったところ、本件起業地を含む登米市登米町登米字寺池地区には、宮城県レッドリストに掲載された種のうち両生類二種、鳥類八種の希少種の生息・目撃情報がある旨の回答を得た。その情報を、本件起業地の近傍を通過する一般国道四十五号三陸縦貫自動車道建設時の環境影響評価書中の現地調査結果と照合し、さらに本件起業地内の現地調査を実施した。本件起業地は寺池地区の中のごく限られた一部の区域であり、既に宅地として利用されており、敷地内に希少種の両生類が生息できるような水路や湿地等はなく、本件事業の施行により生息環境に与える影響は極めて小さいものと考えられる。また、本件起業地は市街地であり、周辺地も建物が建ち並ぶ商業地又は住宅地であるため、希少種の鳥類の営巣地が存在する環境にはないものと考えられる。その上で起業者としては、今後の工事施工にあたり、希少種の存在、飛翔、営巣が確認された場合には、影響を最小限とする工事範囲の見直しや重機類の変更等の対策を講じることとし

ている。また、本件事業が行われる地域は種々の歴史的建物が建ち並ぶ、登米市景観条例（平成二十四年条例第四号）に基づく登米市景観計画区域であるが、（仮称）新登米懐古館は景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項の規定に基づく行為の届出を行い、制限に適合するものであることが確認されている。

なお、本件起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

（三）事業計画の合理性について

本件事業の起業地は、道路条件等を含む環境面、工事の方法等土地利用に与える影響、補償費や建設費等の経済的条件等を考慮して選定された三候補地の比較検討を経て決定されており、その選定は適切なものと認められる。

（仮称）新登米懐古館は、展示室、ホール、収蔵庫等で構成されているが、その構成はまちづくり計画で示されている役割及び機能を満たすものとなっている。また、展示品の数及び観光客数の見込みから設定された施設の規模は適正で、過大なものではないことが認められる。併せて整備される庭園、アプローチ、緑地帯等も事業目的及び利用者数の見込みに合わせた必要な規模で、過大なものではないことが認められる。また、事業用地内の春蘭亭及び旧小関邸はともに登米伊達家ゆかりの建築物であり、これらを本件事業において一体として整備することで、（仮称）新登米懐古館の展示物や解説を補完する施設として登米伊達家の歴史と当時の文化を一層効果的に伝えることができ、歴史的な建築物の保存の観点からも合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

（四）比較衡量について

（一）で述べた得られる公共の利益と（二）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、（三）で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

（一）本件事業を早期に施行する必要性について

本件事業は、平成二十年に策定されたまちづくり計画の中で計画されたものであり、市民から早期の施行を望まれているところである。また、近年において寄贈を受けた登米伊達家ゆかりの文化財の多くが現施設の収蔵庫に収まらず、他の施設に荷を解かれなまま保管されている状況である。さらには施設の老朽化により、収蔵庫の古文書や刀剣類の一部にカビや錆の発生による被害が報告されている状況であることから、（仮称）新登米懐古館の早急な整備が必要とされているものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

登米市役所（総務部総務課）